別表十七の二（二）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の89の２（第４項を除く。）（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）又は第68条の89の３（連結超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「支払利子等の額　⑶」の欄は、各連結法人の支払利子等（租税特別措置法第68条の89の２第２項に規定する支払利子等をいう。以下この号において同じ。）の額から当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額の合計額を記載すること。

3　「連結所得金額仮計（別表四の二「31の①」）　⑼」の欄は、法第81条の４（配当等の額（同条第１項に規定する配当等の額をいう。以下この号において同じ。）の計算期間を通じて当該連結法人との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人から受ける配当等の額に適用される場合を除く。）（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）及び租税特別措置法第68条の89第１項（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の別表四の二の「31の①」の金額を記載すること。

4　「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額　⑾」の欄は、各連結法人が法第81条の３第１項（法第33条第２項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（令第68条第１項各号（資産の評価損の計上ができる事実）に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）において、法第81条の３第１項の規定により損金の額に算入される金額の合計額を記載すること。

5　「減価償却資産に係る償却費の額　⑿」及び「貸倒れによる損失の額　⒁」の欄は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載すること。

6　「特定子法人の課税対象金額等　⒄」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　特定外国子会社等（租税特別措置法第68条の90第１項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入）に規定する特定外国子会社等をいう。⑴において同じ。）である特定子法人（租税特別措置法施行令第39条の113の２第18項第２号（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に規定する特定子法人をいう。⑵において同じ。）の特定子法人事業年度（同条第21項に規定する特定子法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）の期間（同条第18項第２号に規定する期間をいう。⑵において同じ。）内に、当該連結法人が当該特定外国子会社等に対して支払つた関連者支払利子等の額（同法第68条の89の２第２項に規定する関連者支払利子等の額をいう。⑵において同じ。）がある場合　当該連結法人の当該連結事業年度に係る当該特定外国子会社等の当該特定子法人事業年度に係る同法第68条の90第１項に規定する個別課税対象金額又は同条第４項に規定する個別部分課税対象金額を記載すること。

⑵　特定外国法人（租税特別措置法第68条の93の２第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入）に規定する特定外国法人をいう。⑵において同じ。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、当該連結法人が当該特定外国法人に対して支払つた関連者支払利子等の額がある場合　当該連結法人の当該連結事業年度に係る当該特定外国法人の当該特定子法人事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同条第４項に規定する個別部分課税対象金額を記載すること。

7　各連結法人が適格合併に該当しない合併により当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第１項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、法第81条の３第１項（法第61条の13第１項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　⒇」の欄は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額の合計額を記載すること。

8　「損金不算入額（(⑵⑹－⑵⑻）又は⑵⑸）　⑵⑼」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第７項の規定の適用を受ける場合には、「(⑵⑹－⑵⑻）又は」を消すこと。